

信用照会端末利用特約（OMO）

本特約は、加盟店による、端末等の使用その他の事項について規定します。なお、本特約における用語は、別に定める場合を除いて、加盟店が SBPS に対し利用を申し込んだサービスを規定する規約（以下「各種規約」といいます）に従うものとします。

第1条 （総則）

加盟店（第2条（用語の定義）第1号）は、端末等（第2条第6号）の設置、使用および取り外しに関して、本特約の定めに従うものとします。

2. 本特約と各種規約に定められた事項が異なる場合は、本特約が優先するものとします。
3. 本特約に記載のない事項については、各種規約の規定が適用されるものとします。

第2条 （用語の定義）

本特約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

(1) 加盟店	各種規約に基づき SBPS に加盟を申し込み、SBPS が加盟を承諾したもののうち、本特約を承認し、端末等を使用するもの。
(2) 利用者	各種規約に基づき加盟店と取引を行うもの
(3) モバイル決済端末	スマートフォン等に接続して使用する信用情報照会端末ならびに、これらの機器およびスマートフォン等を動作させるための OS・アプリケーションソフトの総称。
(4) スマートフォン等	SBPS が指定するスマートフォン、タブレットまたはそれに類する通信機器。
(5) 専用プリンター	SBPS が指定する、印字機能のないモバイル決済端末を使用するにあたり、当該モバイル決済端末とセットで利用できる印字用機器。
(6) 端末等	モバイル決済端末、スマートフォン等、専用プリンターの総称。
(7) 決済センター	クレジットカード等の各種決済機能を専用の処理サーバーに集約し、端末等からインターネット回線等を経由し利用できるセンター。
(8) 中継センター	加盟店にクレジットカード等の決済サービスを提供するにあたり、利用カード会社と決済センターを中継する情報処理センター。

第3条 （端末等の利用申込）

加盟店は、SBPS に対して、SBPS が定める事項を記載した、端末等利用申込書（以下「利用申込書」といいます）を提出することにより、端末等（決済センターの利用も含まれております）の利用の申し込み（以下「利用申込」といいます）を行うものとします。

2. SBPS は、SBPS が適格と認めた加盟店に対して、端末等を貸与するものとします。
3. SBPS は、利用申込書の記載に従って、端末等を加盟店に納品するものとします。なお、SBPS は、加盟店の承諾なく、納品に関する業務を第三者に委託することができるものとします。

4. 加盟店は、利用申込を取り消すことができないものとします。ただし、SBPS が特に認めた場合はこの限りではないものとします。この場合、SBPS は、加盟店に対して、SBPS が要した実費を請求できるものとします。

第4条 (端末導入費用等)

- SBPS は、加盟店に対してあらかじめ、端末等の導入および利用にあたって加盟店が負担する諸費用（以下「端末導入費用等」といいます）が必要となる場合、当該内容を通知するものとし、加盟店は当該費用負担を承諾のうえ、利用申込を行うものとします。
2. 加盟店は、端末導入費用等を、SBPS が指定する期日および方法により支払うものとします。
 3. 加盟店が端末導入費用等を支払った場合においても、端末等の所有権は、SBPS に留保され、加盟店には移転しないものとします。
 4. SBPS は、経済情勢の変化、その他の理由により、加盟店の承諾なく、端末導入費用等を変更できるものとします。
 5. 加盟店は、自己の費用および責任において、端末等の準備、維持、管理を行うものとします。
 6. クレジットカード等の決済件数によって課金される決済処理料（トランザクション利用料）については、SBPS が毎月集計し収納明細書にて契約者に通知するものとします。
 7. 加盟店が端末導入費用等の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から起算して支払が完了する日まで年 14.6%の割合による遅延損害金を SBPS に支払うものとします。

第5条 (収納代行等)

- SBPS は、加盟店が端末等で利用した第三者（以下「アプリ提供者」といいます）が提供するアプリを利用する場合、当該アプリを利用したことにより発生した料金（以下「アプリ利用料」といいます）を、アプリ提供者との合意に基づき、アプリ提供者に代わって収納（以下「収納代行」といいます）する場合があります。この場合、SBPS は、SBPS 所定の方法で加盟店に収納代行に関する金額等を通知するものとします。
2. 加盟店は、端末導入費用等を含む SBPS が提供する他のサービスの利用料（以下「SBPS サービス利用料」という）とアプリ利用料の収納代行の双方が発生した場合において、SBPS サービス利用料とアプリ利用料を合算した金額の一部を SBPS に支払った場合、SBPS サービス利用料から先に充当されることに同意するものとし、加盟店は残金を速やかに SBPS に支払うものとします。
 3. 加盟店が数個の未払いを生じさせた場合において、加盟店が弁済として提供した給付が全ての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済期が先に到来したものから充当するものとします。この場合において、SBPS が加盟店に対して有する SBPS サービス利用料の弁済期とアプリ利用料の弁済期が同一の場合には、SBPS サービス利用料から先に充当し、弁済期が同一の SBPS サービス利用料への充当が全て完了した後に、アプリ利用料へ充当するものとします。

第6条 (端末等の設定、使用)

- 加盟店は、自己の費用と責任において、端末等に付属する取扱説明書等（以下「取扱説明書等」といいます）に従い、端末等の設定作業を行うものとします。
2. 加盟店は、善良なる管理者の注意義務をもって、本特約および取扱説明書等に従い、端末等を使用および保管するものとします。
 3. 加盟店は、理由・名目のいかんを問わず、SBPS が認めた加盟店の取扱店舗での取引目的以外で、端末等を使用してはならないものとします。
 4. 加盟店は、SBPS の許可なく、端末等を第三者に使用させ、または譲渡・転貸・複製等をしてはならないものとします。

5. 加盟店は、端末等に異常または故障が発生した場合は、すみやかに SBPS が指定した連絡先に連絡し、当該連絡先からの指示・依頼に従うことにより、端末等が常に正常に稼動する状態を保つ努力を行うものとします。
6. 加盟店は、SBPS が指定した以外の者に、端末等の修理または改造等をさせてはならないものとします。
7. 加盟店は、SBPS の事前の承認を得ることなく利用申込書に記載した設置場所から端末等を移設してはならないものとします。
8. 加盟店等は、端末等の盗難や紛失が発生した際は、直ちに SBPS に SBPS 所定の様式をもって届け出るものとします。
9. SBPS は、前項の届出を受理した場合、加盟店への事前の通知をすることなく、当該端末等における本特約および各種規約に定めるサービスの利用を停止することができるものとします。
10. 加盟店は、紛失後、端末等が見つかった場合は、SBPS に対し、SBPS 所定の様式をもって届け出るものとし、SBPS は届出を受理した場合、前項に定めるサービス利用の停止を解除するものとします。

第7条 (決済センターに関するサービスの提供)

SBPS は、加盟店が本特約に基づき設置した端末等と SBPS が運営する決済センターを所定の方法で接続し、以下のサービスを提供するものとします。

(1) オーソリゼーションデータの中継サービス

SBPS は、加盟店が端末等を使用して実行したクレジットカード等取引に関するオーソリゼーションデータを、オンラインで中継センターを通じ、利用カード会社に中継すること。

(2) 売上データの中継サービス

SBPS は、加盟店が端末等を使用して実行したクレジットカード等取引に関する売上データを、中継センターを通じ、または利用カード会社にオンラインで中継すること。

(3) 上記各号のサービスに関連する他の付帯サービス

第8条 (情報登録)

端末等に登録する情報の設定、変更および抹消は、SBPS または SBPS が指定する者（以下、両者を総称して「SBPS 等」といいます）が行うものとします。

2. SBPS 等が加盟店に端末等に登録する情報設定操作（以下「DLL 操作」といいます）を依頼した場合、加盟店は、当該端末等の所定の操作手順により DLL 操作を行うものとします。
3. SBPS は、一定期間以上使用が確認できない端末等について、セキュリティ確保の観点から、当該端末等からの各種規約に基づく取引の受付を停止、または登録情報の抹消を行うことができるものとします。

第9条 (取引情報の送信等)

専用のプリンターを保有していない加盟店の取扱店舗は、1 回払い取引を行う際、利用者に対して、取引情報の送信を希望するか否かを確認し、利用者が取引情報の受信を希望した場合には、当該利用者の電子メールアドレスを、加盟店が保有するスマートフォン等に入力させることにより SBPS に送信するものとする。

2. 加盟店の取扱店舗は、SBPS が前項に基づいて利用者の電子メールアドレスを受領した場合、SBPS が、各種規約に基づく取引完了後すみやかに、当該メールアドレスに対して、当該利用者が行った取引の内容（伝票番号、取引日、取引金額、支払方法、加盟店の取扱店舗名称、当該店舗の電話番号等、以下本条において同じとします。）を記載した電子メールを送信することを、利用者からあらかじめ承諾を取得するものとします。

3. 加盟店は、第1項に基づき利用者が紙での取引情報の受領を希望した場合、加盟店の取扱店舗が、当該利用者が行った各種規約に基づく取引の内容を記載した書面を作成し、利用者に当該書面を引き渡すことを承諾するものとします。

第10条 (利用の停止、終了)

SBPSは、加盟店に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに加盟店に対して、端末等の利用を停止または終了させることができるものとします。なお、端末等の利用を終了させる場合、SBPSは、加盟店に対し、端末等の返却を求めることができるものとします。

- (1) 本特約に定める義務を怠り、または違反した場合
 - (2) 各種規約に基づく加盟店契約が理由のいかんを問わず終了した場合
 - (3) 各種規約に違反した場合
 - (4) 端末等を毀損、紛失した場合
 - (5) その他、SBPSが不相当と認めた場合
2. SBPSは、加盟店に対して、前項による端末等の利用終了に伴う一切の損害を補償しないものとします。
 3. 加盟店は、端末等の利用が終了した場合、端末等の使用を直ちに止め、SBPSの指示に従うものとします。
 4. 加盟店は、端末等の利用が終了した場合、理由のいかんを問わず、直ちに自己の費用で端末等をSBPSに返却するものとします。なお、返却できない場合は、使用できない状態にしたうえで廃棄するものとします。この場合において、SBPSは、加盟店に対して、受領済みの端末導入費用等を返金しないものとします。
 5. 加盟店は、端末等の利用終了後、端末等の利用に関してSBPS等が開示したいかなる情報も、加盟店自身または第三者のために利用してはならないものとします。

第11条 (サービス提供中断)

SBPSは、以下の各号に該当する場合、緊急時を除き、事前に加盟店に書面(FAX、電子メールを含む)で通知することにより、本特約に定めるサービスを一時的に中断することができるものとします。

- (1) ハードウェアその他の構成機器またはソフトウェアの保全、拡張、移行等のために必要となる本特約に関するサービス(決済センターの利用を含み以下同じとします)についての設備のメンテナンスを行う場合
 - (2) 本特約に関するサービスについての設備と接続している外部連携先システムや中継センターのメンテナンスが実施される場合
 - (3) 運用上あるいは技術上、想定外の事由が生じ、本特約に関するサービスの提供の中断が必要とSBPSが判断した場合
 - (4) その他、SBPSが必要と認める場合
2. SBPSは、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に事前に通知することなく本特約に関するサービスの提供を一時的に中断できるものとします。
 - (1) ハードウェアその他の構成機器またはソフトウェア等の障害により、緊急に本特約に関するサービスについての設備のメンテナンスを実施する場合
 - (2) データセンターの障害、本特約に関するサービスについての設備と接続している外部連携先システムの障害、中継センターや利用カード会社のシステム障害、一般通信回線・ネットワークの障害その他の想定外の障害により、本特約に関するサービスの提供ができなくなった場合

- (3) 天災、地変、動乱、暴動、労働争議、その他の不可抗力により、本特約に関するサービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 運用上あるいは技術上、想定外の事由が生じ、緊急に本特約に関するサービスの提供の中断が必要と判断した場合
 - (5) その他、SBPSが必要と認める場合
3. 加盟店は、第1項および第2項の各号にかかわらず、端末等の障害、加盟店と本特約に関するサービスについての設備間の通信障害、または本特約に関するサービスについての設備の保守管理に必要な時間その他のやむを得ない場合には、本特約に関するサービスの提供を受けることができないことについて、あらかじめ承諾するものとします。
 4. 加盟店は、第1項および第2項の各号の場合において、SBPSから本特約に関するサービス提供の回復のために協力を要請された場合、速やかにこれに応じるものとします。

第12条 (免責事項)

前条第1項および第2項の各号に定める事由が生じた場合における本特約に関するサービスの提供の停止、中断、またはクレジットカード等、ICカード等、端末等、その他の通信機器およびその上で動作するアプリケーション等の不具合、通信障害その他の本特約に関するサービスについての設備の不具合等により、加盟店、加盟店の顧客、その他の第三者に損害が生じた場合であっても、SBPSは一切の責任を負わないものとします。ただし、SBPSに故意又は重大な過失が認められる場合は、この限りではないものとします。

2. SBPSは、加盟店が誤って送信した本特約に関するサービスの情報を受信し、当該情報に基づいて処理した結果、加盟店にとって不利益な事態が生じたとしても、当該事態に対し、一切の責任を負わないものとします。
3. 前各項に定めるほか、加盟店の責に帰すべき事由により、加盟店の顧客、その他第三者に損害が生じた場合、加盟店は、自らの責任において処理するものとし、SBPSは一切の責任を負わないものとします。
4. SBPSは、加盟店の操作ミスによりデータに誤りが生じたとしても、修正の責任を負わないものとします。
5. SBPS以外の第三者の責めに帰すべき事由により、加盟店に生じた損害について、SBPSは一切の責任を負わないものとします。
6. SBPSは、本特約に関するサービスの提供の維持に務めるものとしませんが、その維持を保証するものではなく、サービスの内容変更やサービスの終了について一切の責任を負わないものとします。

第13条 (権利義務の譲渡禁止)

加盟店は、あらかじめSBPSの書面による承諾がなければ、本契約に基づいて生じる一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供することはできないものとします。

第14条 (損害賠償)

加盟店は、端末等の利用にあたり、故意または過失により、SBPS等に損害を与えたときは、直接の結果として現実に生じた通常の損害を賠償する責任を負うものとします。

2. 本特約に関するサービスの利用に対し、SBPSが賠償する損害は、SBPSに故意または重過失のある場合を除き、通常生ずべき損害に限るものとし、かつ、損害の原因が生じた月に係る端末導入費用等の月額合計金額を上限とすることを加盟店は承諾するものとします。

第15条 (本特約の改定)

SBPS は、一定の予告期間をもって SBPS が所定の方法で加盟店に通知することにより、本特約を変更することができるものとします。

制定 2021 年 4 月 15 日

改定 2022 年 10 月 1 日